平成２３年（フ）第６３号
福岡県豊前市大字赤熊566番地２
債務者　熊本兼太郎
１　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第１９号
北海道虻田郡倶知安町字岩尾別17番地７
債務者　今野　一美
１　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２３年（フ）第２１号
北海道磯谷郡蘭越町字大谷295番地38
債務者　脇山　幸子
１　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２３年（フ）第１０９号
北海道苫小牧市有珠の沢町７丁目21番14号
債務者　中野　　恵（旧姓福島）
１　決定年月日時　平成23年８月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１０６号
宮城県加美郡加美町菜切谷字大柳47番地１
債務者　菅原美枝子
１　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第６４号
秋田県山本郡三種町上岩川字塚ノ岱109番地６
債務者　佐藤　アサ
１　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第１２６号
茨城県取手市戸頭１丁目２番６―501号
債務者　赤木　洋一
１　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第３５号
福井県三方上中郡若狭町相田第45号４番地
債務者　野村　治和
１　決定年月日時　平成23年８月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２３年（フ）第２６９号
山梨県甲斐市中下条400番地１　清水住宅２号室
債務者　田代　大輔
１　決定年月日時　平成23年８月１日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２８０号
山梨県南アルプス市藤田1532番地ティンカーベル101
債務者　深沢　理恵（旧姓田中）
１　決定年月日時　平成23年８月１日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２８９号
山梨県中央市東花輪574番地３
債務者　田中きみ江
１　決定年月日時　平成23年８月１日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８９号
滋賀県彦根市岡町12番地　909号
債務者　豊田　　誠
１　決定年月日時　平成23年８月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第９８号
滋賀県彦根市小泉町681番地３　107号、前住所滋賀県彦根市平田町654番地３
債務者　木下　秋子（旧姓池上）
１　決定年月日時　平成23年８月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第４８４号
兵庫県西宮市山口町金仙寺2476番地２
債務者　木村　　賢
１　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４８５号
兵庫県西宮市山口町金仙寺2476番地２
債務者　木村みゆき
１　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６１２号
大阪市淀川区加島３丁目中５番４―508号
債務者　鶴本　好美
１　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８７号
鳥取県米子市泉198番地10
債務者　野口トクコ
１　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第９９号
鳥取県米子市東福原８丁目19番19号
債務者　松浦　　久
１　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
鳥取地方裁判所米子支部